【第 2 号議案】

特定非営利活動法人 はだしのゲンをひろめる会
定款の改正について

（１）賛助団体会員の新設

現行	改定案
第３章　会員 （種別） 第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。 (1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人 (2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人	第３章　会員 （種別） 第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。 (1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人 (2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人**及び団体**

＜参考＞特定非営利活動法人 はだしのゲン をひろめる会・定款より

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 47 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的

(2)　名称

(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5)　社員の得喪に関する事項

(6)　役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7)　会議に関する事項

(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10)　定款の変更に関する事項